

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称(代表者名)	有限会社桂設計	(代表取締役 鈴木 節夫)
	法人番号	2380002017647
住 所	福島県白河市新白河2-110	

2. 措置期間

令和 6 年 7 月 1 日 ~ 令和 6 年 9 月 30 日 (3 か月)

3. 事実概要

当該業者の管理建築士は、福島県内の建築物について、違反設計及び虚偽の確認済証の作成及び同行使により、令和5年12月15日付けで国土交通大臣から建築士法第10条第1項の規定により業務停止1月の行政処分を受けた。

また、建築士法第26条第2項第4号に該当するとして、令和6年3月29日付けで福島県知事より、1月間の建築士事務所閉鎖の行政処分を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の8（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の8】

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
(電話) 024-521-7899